

プレスリリース

平成13年8月21日
生産局畜産部飼料課

第2回農業資材審議会飼料分科会及び同分科会安全性部会の概要について

平成13年8月21日に第2回農業資材審議会飼料分科会及び同分科会安全性部会が開催されましたので、その概要をお知らせします。

問い合わせ先：生産局畜産部飼料課
担当者 吉田、小迫、野崎
電話03-3502-8111 内線 4003,4004

第2回農業資材審議会飼料分科会安全性部会議事次第

日 時：平成13年8月21日（火）

10時00分～

場 所：三田共用会議所 第3特別会議室

1 開 会

2 飼料課長あいさつ

3 議 事

（1） 飼料添加物の指定及び基準・規格の設定等について

- ① ナラシン
- ② フラボフォスフォリポール
- ③ ギ酸
- ④ グルコン酸ナトリウム
- ⑤ L-アスコルビン酸
- ⑥ L-アスコルビン酸-2-リン酸エステルナトリウムカルシウム
- ⑦ カンタキサンチン
- ⑧ β -アポ-8'-カロチン酸エチルエステル
- ⑨ L-トリプトファン
- ⑩ 塩酸L-リジン

（2） 組換え体利用飼料等の安全性評価指針への適合について

- ① 除草剤グリホサートの影響を受けないナタネ
（ラウンドアップ・レディー・カノーラRT200系統）
- ② L-トリプトファン
- ③ 塩酸L-リジン

（3） 組換え体利用飼料等の安全性審査の法的義務化について

4 その他

5 閉 会

農業資材審議会飼料分科会安全性部会委員名簿

阿部	亮	日本大学生物資源科学部	教授
岡村	登	東京医科歯科大学医学部	教授
小川	絵里	麻布大学獣医学部	教授
鎌田	博	筑波大学生物科学系	教授
川崎	靖	国立医薬品食品衛生研究所	安全性生物試験 研究センター毒性部第三室長
小西	良子	国立感染症研究所	食品衛生微生物部食品毒 素室長
竹内	俊郎	東京水産大学	教授
武田	明治	日本大学生物資源科学部	教授
前田	昌子	昭和大学薬学部	教授
渡部	終五	東京大学大学院農学生命科学研究科	教授

第2回農業資材審議会飼料分科会安全性部会議事要旨

日時及び場所

日時：平成13年8月21日（火）10：00～12：00

場所：三田共用会議所 第3特別会議室

出席委員（敬称略）

委員：阿部 亮、小川 絵里、竹内 俊郎、前田 昌子

臨時委員：鎌田 博、川崎 靖、渡部 終五

専門委員：八木澤 守正

会議の概要

1 飼料添加物の指定及び基準・規格の設定等について

- ① ナラシン
- ② フラボフォスフォリポール
- ③ ギ酸
- ④ グルコン酸ナトリウム
- ⑤ L-アスコルビン酸
- ⑥ L-アスコルビン酸-2-リン酸エステルナトリウムカルシウム
- ⑦ カンタキサンチン
- ⑧ β -アポ-8'-カロチン酸エチルエステル
- ⑨ L-トリプトファン
- ⑩ 塩酸L-リジン

以上の10品目について、委員会の検討結果が報告され、審議が行われた結果、これらの飼料添加物に係る指定及び基準・規格の設定等について可とされた。

2 組換え体利用飼料等の安全性評価指針への適合について

- ① 除草剤グリホサートの影響を受けないナタネ
(ラウンドアップ・レディー・カノーラRT200系統)
- ② L-トリプトファン
- ③ 塩酸L-リジン

以上の3品目について、委員会の検討結果が報告され、審議が行われた結果、それぞれの品目について、安全性評価指針に適合していることが確認された。

3 組換え体利用飼料等の安全性審査の法的義務化について

遺伝子組換え飼料等の安全性審査の法的義務化についての委員会の検討結果が報告され、審議が行われ、了承された（別添参照）。

遺伝子組換え飼料等の安全性審査の法的義務化について 報告書骨子

1 経緯

- 遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性確認については、「組換え体利用飼料の安全性評価指針」(平成8年4月19日付け事務次官依命通知)及び「組換え体利用飼料添加物の安全性評価指針」(平成8年5月17日付け事務次官依命通知)により行われてきたところである。
- 近年、遺伝子組換え農作物については、米国を中心にして開発が進み、栽培面積も拡大したが、一方では、遺伝子組換え農作物が健康や環境に及ぼす影響についての関心が国際的に高まっている中、我が国では安全性確認のされていないスターリンク(遺伝子組換えとうもろこしの商品名)の食品等への混入問題も発生した。
- このような遺伝子組換え飼料等を巡る状況に対応し、「組換え体利用飼料等に関する懇談会(平成12年11月22日～平成13年3月26日)」及び「農業資材審議会飼料分科会安全性部会(平成13年4月18日)」において検討が行われ、安全性審査を法的に義務付けること、安全性未確認のものを対象とした許容基準を設定すること等について方向付けがなされたところである。
- この審議結果を受けて、農業資材審議会飼料分科会安全性部会組換え体委員会において、審査基準、製造基準及び許容基準についての検討が行われた。

2 法的義務化の方法

- 「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」(昭和28年4月11日法律第35号)第2条の2第1項に基づき、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令」(昭和51年7月24日農林省令第35号)において「飼料が組換えDNA技術によつて得られた生物の全部又は一部を含む場合は、当該生物は、農林水

産大臣が定める安全性に関する審査の手続を経た旨の公表がなされたものでなければならぬ。」等と規定する。

- また、飼料原料の流通実態から意図せざる混入は避けられないことから、安全性審査を経ていないものの含有の許容範囲については別途農林水産大臣が定めることとする。
- 安全性審査手続及び製造基準は別途告示で規定する。（食品における対応と整合性を確保）
- 法的義務化を行った場合の効果
 - ① 許容基準を超える安全性未確認の遺伝子組換え飼料等について、製造、販売、輸入等が禁止される。
 - ② 許容基準を超える安全性未確認の遺伝子組換え飼料等について、廃棄命令、回収命令等の行政処分が可能となる。
 - ③ これらの違反には、３年以下の懲役若しくは３０万円以下の罰金、又はこれが併科される。

３ 混入許容基準の設定

- 飼料の特性

一般に飼料は、家畜の消化管で消化分解され、飼料中の組換えDNAやこれによって生じたたんぱく質は肉や牛乳、卵といった畜産物に移行しないことが分かっており、人が直接摂取する食品とは異なっている。
- 許容基準設定の対象

国際的な基準であるOECD理事会勧告（1986年）に基づく審査基準により、外国において安全性確認済みの遺伝子組換え飼料に限定することが適当である。
- 許容基準値
 - ・ 分別流通の実態

食品表示においては分別時の組換え体の混入許容量を５％としているが、これは我が国で安全性確認済みのもののみを対象としたものであり、安全性が未確認のものの許容基準とは区別して考えることが適当である。

- ・検査分析の可能性

罰則の対象であることから、取締りの検査精度を考慮する必要があるが、分析に用いる定量PCR法では、混入率1%未満のものの検査結果については誤差が大きく信頼性に問題がある。

注) 定量PCR法：PCR法は組換え体に特有のDNA領域を増幅して検出する技術であり、定量PCR法は、増幅中のDNAの濃度変化を測ることにより、試料中の組換え体の含有量を測定する方法。

- ・具体的な基準値

以上のことから、許容基準値は1%とすることが適当である。

遺伝子組換え飼料		混入の許容
我が国において安全性確認済みのもの		許容基準値の設定なし
我が国において安全性未確認のもの	外国においてOECD勧告に基づき安全性確認済みのもの	許容基準値1%
	外国においてOECD勧告に基づく安全性確認がされていないもの	許容しない

4 検査体制の整備

- 安全性未確認の組換え体が飼料に混入していないかどうかの検査を的確に実施するため、定量PCR法による検査に必要な機器整備等検査体制を整備することが必要である。

第2回農業資材審議会飼料分科会議事次第

日 時：平成13年8月21日（火）

14時00分～

場 所：三田共用会議所 第3特別会議室

1 開 会

2 畜産部長あいさつ

3 分科会長あいさつ

4 議 事

(1) 牛用飼料における動物性たん白に係る基準・規格の設定等について

(2) 飼料添加物の指定及び基準・規格の設定等について

① ナラシン

② フラボフォスフォリポール

③ ギ酸

④ L-アスコルビン酸

⑤ L-トリプトファン

⑥ 塩酸L-リジン

(3) 組換え体利用飼料等の安全性評価指針への適合について

① 除草剤グリホサートの影響を受けないナタネ

(ラウンドアップ・レディール・カノーラRT200系統)

② L-トリプトファン

③ 塩酸L-リジン

5 その他

6 閉 会

農業資材審議会飼料分科会委員名簿

阿部	亮	日本大学生物資源科学部 教授
石橋	晃	日本獣医畜産大学 客員教授
石綿	肇	国立医薬品食品衛生研究所 食品添加物部第一室長
犬伏	由利子	消費科学連合会 副会長
植松	洋子	東京都立衛生研究所 生活科学部食品添加物研究科主任研究員
大久保	正彦	北海道大学大学院農学研究科 教授
岡村	登	東京医科歯科大学医学部 教授
小川	絵里	麻布大学獣医学部 教授
鎌田	博	筑波大学生物科学系 教授
上村	尚	東京都立衛生研究所 理化学部医薬品研究科長
川崎	靖	国立医薬品食品衛生研究所 安全性生物試験研究センター毒性部第三室長
小西	良子	国立感染症研究所 食品衛生微生物部食品毒素室長
竹内	俊郎	東京水産大学 教授
武田	明治	日本大学生物資源科学部 教授
豊田	正武	国立医薬品食品衛生研究所 食品部長
古谷	修	(財)畜産環境整備機構 畜産環境技術研究所長
前田	昌子	昭和大学薬学部 教授
松生	彌生	東京水産大学 名誉教授
渡邊	秀一	日本生活協同組合連合会 安全政策推進室長
渡部	終五	東京大学大学院農学生命科学研究科 教授

第2回農業資材審議会飼料分科会議事要旨

日時及び場所

日時：平成13年8月21日（火）14：00～16：00

場所：三田共用会議所 第3特別会議室

出席委員（敬称略）

委員：阿部 亮、石橋 晃、犬伏 由利子、小川 絵里、竹内 俊郎、
前田 昌子

臨時委員：石綿 肇、植松 洋子、鎌田 博、上村 尚、川崎 靖、
古谷 修、渡邊 秀一、渡部 終五

会議の概要

- 1 牛用飼料における動物性たん白に係る基準・規格の設定等について
牛用飼料における動物性たん白に係る基準・規格の設定及び改正について審議が行なわれた結果、別添のとおり基準・規格を設定等することについて可とされ、答申がなされた。

- 2 飼料添加物の指定及び基準・規格の設定等について

- ① ナラシン
- ② フラボフォスフォリポール
- ③ ギ酸
- ④ L-アスコルビン酸
- ⑤ L-トリプトファン
- ⑥ 塩酸L-リジン

以上の6品目について、安全性部会の審議結果の報告がなされ審議が行われた結果、これらの飼料添加物に係る指定及び基準・規格の設定について可とされ、答申がなされた。

- 3 組換え体利用飼料等の安全性評価指針への適合について

- ① 除草剤グリホサートの影響を受けないナタネ
(ラウンドアップ・レディー・カノーラRT200系統)
- ② L-トリプトファン
- ③ 塩酸L-リジン

以上の3品目について、安全性部会の審議結果の報告がなされ審議が行われた結果、それぞれの品目について、安全性評価指針に適合していることが確認され、答申がなされた。

(別 添)

牛用飼料における動物性たん白に係る基準・規格を次のように設定及び改正すること。

- 1 飼料一般の成分規格を次のように設定すること。
 - 牛を対象とする飼料は、反すう動物等由来たん白質（反すう動物及びミンクに由来するたん白質（乳及び乳製品並びに皮のみに由来するゼラチン及びコラーゲンを除く。）をいう。以下同じ。）を含んではならない。
- 2 飼料一般の製造の方法の基準を次のように設定すること。
 - 反すう動物等由来たん白質は、牛を対象とする飼料（飼料を製造するための原料及び材料を含む。）に用いてはならない。
- 3 飼料一般の使用の方法の基準を次のように設定すること。
 - 反すう動物等由来たん白質を含む飼料は、牛に対し使用してはならない。
- 4 飼料一般の保存の方法の基準を次のように設定すること。
 - 反すう動物等由来たん白質及びこれを含む飼料は、牛を対象とする飼料（飼料を製造するための原料及び材料を含む。）に混入しないような保存方法によらなければならない。
- 5 飼料一般の表示の基準を次のように設定及び改正すること。
 - 飼料（飼料添加物を含むもの、反すう動物等由来たん白質を含むもの及び飼料添加物を含まないものであつて落花生油かす、尿素若しくはジウレイドイソブタン又はこれらを原料とするものに限る。）には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

反すう動物等由来たん白質を含む飼料にあつては、次の文字
使用上及び保存上の注意

- 1 この飼料は、牛には使用しないこと。
- 2 この飼料は、牛を対象とする飼料（飼料を製造するための原料及び材料を含む。）に混入しないよう保存すること。